

2021年2月12日

常置委員会

新型コロナウイルス感染者発生時の教会対応ガイドライン

+主の平和が私たちと共にありますように

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、二回目の緊急事態宣言が出ています。現時点では幸い信徒・教役者に陽性判定者が出たという情報はありませんが、身の回りで感染者や濃厚接触者が出たという情報に接する方も増えてきていると思います。

これまで、感染拡大防止に関わるガイドラインをお伝えしてきましたが、信徒・教役者に感染者などが発生した場合の教会の対応についてのガイドラインを作成しましたので参考にしてください。

具体的な対応の流れは次ページの図表をご覧ください。基本となるのは、感染症法に基づいて、様々な指示を保健所が行うこととなりますので、それを遵守するという事です。ただし、目下の状況では保健所が多忙過ぎて適切な指示が出せないというケースも出てきています。このガイドラインは指示が出ない状況に対応するための目安と考えてください。

ガイドラインは感染の二次拡大を防止するためのものであり、例えば「2週間の休止」という対応が記載してありますが、教役者またはその家族に陽性判定者が出た場合には、教会自体が「閉鎖」にすべきだとお考え下さい。礼拝に出席していた信徒が陽性判定を受けた場合には、十分な消毒および3日間（72時間）程度を経過した後は、集会としての礼拝を2週間は控えることとしても、「疎」な状態が確保されるという条件のもとで、聖堂でお祈りをしたいという方を排除するものではありません（教会閉鎖ではありません）。

教区全体としては、感染状況を可能な限り把握しておくことが今後の対応を検討するためにはどうしても必要です。次ページの「報告」の欄に示したように、教区への報告をお願いします。「行政PCR検査」とありますのは、感染症法に基づく行政検査であり、勤務先の都合などによる自己負担による検査は含みません。教区への報告は、直接教区主教への連絡と言う形をお願いいたします。

なお、信徒感染の場合には、保健所の管轄範囲により教会所在地と信徒住所の関係で、教会が所在する地域の保健所に連絡は行きません（例えば、鎌倉の教会の場合に、横浜市栄区に居住する信徒が感染した場合には、鎌倉保健所管轄にはなりません）。このような場合には、お手数ですが牧師・管理牧師が教会の管轄保健所に連絡し、指示を依頼することをお願い致します。

平穏な日々が戻ってくることを祈りつつ

新型コロナウイルス感染者が出た場合の対応ガイドライン

対象者	状況	結果	本人の対応	教会の対応	報告
牧師	発熱		掛かりつけ医師に	特になし	教区・教会委員会に報告
	行政PCR検査	陽性	保健所の指導に従う (出席信徒は濃厚接触者の可能性あり)	2週間の休止	
		陰性	医師に相談	医師の許可が出るまで休止	
牧師の家族	発熱		掛かりつけ医師に	特になし	同上
	行政PCR検査	陽性	保健所の指導に従う	牧師は濃厚接触者(PCR検査へ) (上記PCR検査に従う)	
		陰性	医師に相談	検査完了後3日間休止	
礼拝出席者	自宅発熱		掛かりつけ医師に	特になし	同上
	出席時発熱確認		掛かりつけ医師に (PCR検査の場合は次に従う)	特になし	
	行政PCR検査	陽性	保健所の指導に従う (同時出席者は濃厚接触者の可能性あり)	2週間の休止	
		陰性	医師に相談。出席自粛。	検査完了後3日間休止	
不出席信徒	自宅発熱		掛かりつけ医師に	特になし	陽性時牧師に報告
	行政PCR検査		保健所の指導に従う	特になし	
	家族が陽性		保健所の指導に従う	特になし	

* 掛かりつけ医師がない場合は、各自治体に対応する「センター」がありますので、そちらに連絡することになります。

* 感染に関する情報は、「機微情報」として牧師・教会委員会限りとしてお取り扱い下さい。

以上